



人権の花が贈られました。



6月11日に精進小学校ふれあいホールで人権の花運動(主催・県人権啓発活動ネットワーク協議会)が行われ、人権擁護委員から6年生の児童に「人権の花」が手渡されました。これは、心身ともに健全に育成されるべき青少年期に、子どもが協力しあいながら植物を栽培することによって、子どもの情緒をより豊かにするとともに、地域の方々と連携を深め、命の大切さや相手への思いやりを身に付けてもらうことを目的とする運動です。校長は人にやさしくすることなど当たり前のことを当たり前に行うことの難しさを例えて説明し、児童会長渡辺紗希さんは、花を大切に育て思いやりをもってみんな協力して生活していきたいとお礼の言葉を伝えました。校庭から花の種と思いやりのメッセージが付いた風船が大空に放たれました。



ソフトテニスで全国大会出場!

去る6月7日に石和中央テニスコートで行われた、第26回全日本小学生ソフトテニス選手権

大会(主催・日本ソフトテニス連盟)山梨県予選において、小立小学校6年の渡辺絢音さん・渡辺紗季さんペアが女子の部で優勝し、船津小学校5年の須原千詠さん・廣瀬梨乃さん(甲府)ペアが3位という素晴らしい成果を勝ち取りました。おめでとございます。

優勝から4位までのチームは、山梨県の代表として8月上旬、岐阜県で行われる全国大会に出場します。大会に向けて、絢音さん・紗季さん両名は、県の代表としてしっかり自覚を持って、1試合でも多く勝ちたいです。」と抱負を語りました。全国大会での奮闘にも期待しましょう。



ふるさと応援寄附(ふるさと納税)制度にご寄附いただきました!

町では、魅力あるまちづくりを進めるために、みなさまよりふるさと応援寄附(ふるさと納税)を募っております。今回、次の方々からご寄附をいただきましたのでご紹介いたします。

寄附者(敬称省略)

功刀 功 (東京都小金井市)

功刀 照 (東京都小金井市)

佐野 政勝(富士河口湖町)

渡辺 和彦(東京都渋谷区)

いただきました寄附金は、みなさまの意向を各種事業に反映し、より良いまちづくりのため大切に使用させていただきます。本当にありがと

うございました。

「ふるさと納税制度」とは

個人が地方公共団体に対して5千円を超える寄附を行った場合に、5千円を超える部分について一定限度おおよそ個人住民税の1割(額)までは個人住民税と所得税をあわせて全額控除する制度です。

ご寄附いただけますと、寄附金の受領証を添えて所得税の確定申告を行っていただくことにより、所得税の還付と個人住民税の税額控除が受けられます。

基金の状況(平成20年度)
 環境保全事業 3400000円
 子ども支援事業 500000円
 スポーツ・文化振興支援 10000000円

河口湖畳岩の草刈りが行われました。

6月8日(月)に、地元の船津商店街の商店主たちが中心となり船津地区の活性化を目指して活動している富根都(ふなつ)クラブを中心に、恒例となつた畳岩の草刈りを実施しました。



今回の草刈りでは地元自治会の方々をはじめ、河口湖温泉旅館組合、河口湖観光食堂売店組合、地元建設業者など多くの方々のご協力をいただき、総勢60人を越える人数で作業を行うことができました。

畳岩については、今年度ベンチャ東屋の改修



まちかど情報局

Street corner Intelligence Agency



小立少年野球が全国大会へ！

6月20日、第29回全日本学童軟式野球大会兼



が町で予定されており、富根都クラブでは、今後も観光客や地元の人達に親しまれる豊岩の景観維持のため、定期的に草刈りを実施する予定です。
また、一緒に草刈りに協力してもらえ方の募集も行っています。

第32回関東学童大会山梨県予選主催・山梨県野球連盟(他)において、小立少年野球は、決勝戦を6対2で快勝し、みごと優勝の栄冠を手に入れました。大変おめでとございます。優勝した小立少年野球は、

8月中旬に東京で行われる全国大会へ出場します。優勝の報告に来たナインは必勝を力強く宣言していました。全国大会での健闘を期待しましょう。

船津ふれあい館がオープン。

6月1日、船津地区の大池に

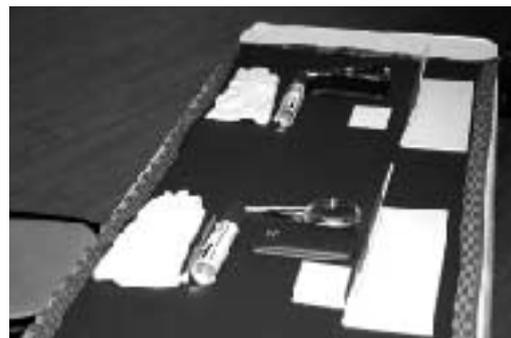
「船津ふれあい館」が完成、竣工式が行われました。この施設は、いままです屋外のゲートボール場として使用していましたが、地域の陳情を受け、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層が利用できる、多目的ふれあい施設」として位置付け、地域のコミュニケーション及び軽スポーツの拠点づくりの場として整備されました。特に、高齢者の増加が見込まれる中、健康と福祉施策増進のため使われます。



季節や天候にとらわれず多目的に利用ができ、観光イベントなど、観光客と住民の交流の場としても活用が期待できます。
施設概要は、鉄骨造平屋建、約590平方メートルで、ゲートボール場1面の多目的ホールにステージと休憩室などを備えて完成しました。

開運なんでも鑑定団がやってきました。

5月31日勝山ふれあいセンターさくやホールで、出張なんでも鑑定団 in 富士河口湖町の公開収録が行われ、富士河口湖町が紹介されることになりました。
当日は、会場には400名ほどの観覧者が集まり、盛大に行われました。



お宝の鑑定を依頼する方々6名が選ばれ、それぞれお宝にまつわる特異なエピソードを話し、会場は応援や笑い声で盛り上がりました。なかには会場も驚くお宝や珍品が飛び出しました。
河口湖畔大池公園に隣接する、北原ミュージアムの北原照久さんも鑑定者として登場し、おもちやなどを鑑定しました。当日の様子は7月14日(火)午後8時54分からテレビ東京の番組で放映予定です。



町役場からのお知らせ

建設課からのお知らせ

道路を快適に利用するために
道路に面した個人所有の宅地・山林・農地から、
小枝や草が車道や歩道まで伸びていませんか？
道路にはみ出した小枝や草は、歩行者や自転車・
自動車の通行の妨げやカーブミラー・交通標識等
の確認ができず、交通事故の原因となりかねませ
ん。また、道路照明灯や防犯灯の明るさも半減して
しまいます。防犯・交通安全のために道路に面した
土地所有者の方は、定期的な樹木の剪定・草刈を行
うようご協力お願い致します。
問合せ 建設課 72 1179

保険課からのお知らせ

長寿医療制度における保険料軽減措置について
平成21年度において、従来の保険料軽減措置均
等割の7割、5割又は2割軽減)に加え、8・5割、
9割軽減)被保険者によって異なります)措置を行
います。詳しい事につきましては、7月下旬に郵送
されます「保険料額決定通知書」に軽減額等が記載
されておりますので、ご確認ください。

長寿医療制度保険料(平成20年度分)の 納め忘れについて

7月から21年度分の保険料の納付(特別徴収者
を除く)がはじまります。
しかし、まだ20年度分の保険料を納め忘れてい
る方がいます。

納付が確認出来ない場合、保険証をお渡し出来
ない場合もありますので、納め忘れの方は至急納
付して下さい。

問合せ 保険課 長寿医療担当 72 6026

平成21年度保育料について

平成21年度富士河口湖町保育料は、昨年と同様に次の「平成21年度富士河口湖町保育所徴収金基準表」とおりとなります。
今年の保育所運営の財源内訳は、保護者の皆様方からいただく保育料 億7千5百万円、国や県からの補助金や各地区財産区
からの繰出し金等が2千5百万円、町の一般会計から4億5千万円となります。約750人の児童に対し多額の費用がかかっています。
今後とも保育料の納入についてご理解とご協力をお願いします。

平成21年度富士河口湖町保育所徴収金基準額表

平成20年中のご両親の所得による所得税額(住宅取得控除前の税額)の
合計により階層を設定し、入所時の児童年齢により金額が決定されます。



階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層定義		
1	0	0	0	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		
2	全額	8,000	5,500	第1階層及び第5～9階層を 除き、前年度分町民税の額 の区分が右の区分に該当 する世帯	町民税非課税世帯	
	1/2額	4,000	2,750			
3	全額	11,500	10,000			町民税均等割 課税世帯
	1/2額	5,750	5,000			
4	全額	17,500	15,000		町民税所得割 課税世帯	
	1/2額	8,750	7,500			
5	全額	22,500	20,000			18,000円未満
	1/2額	11,250	10,000			
6	全額	27,500	25,000			18,000円以上 40,000円未満
	1/2額	13,750	12,500			
7	全額	41,500	28,000	40,000円以上 103,000円未満		
	1/2額	20,750	14,000			
8	全額	46,500	28,500	103,000円以上 413,000円未満		
	1/2額	23,250	14,250			
9	全額	47,500	29,000	413,000円以上		
	1/2額	23,750	14,500			

同時に2名以上の児童が入所する世帯について、全階層とも最年長児を全額、2人目を5割軽減、3人目以上を免除とする。

野焼きは法律で禁止されています

「隣の空き地でごみを燃やしている」、「洗濯物に臭いがつく」などの野焼きによる苦情が増えていきます。ごみを燃やすと嫌な臭いや煙による近隣住民の迷惑になるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康を害することになります。

野焼きとは、ごみを適正な焼却設備を用いずに燃やすことをいいます。穴を掘ってのごみ焼却、ドラム缶焼却及びブロック積み焼却は野焼きと同じです。違反した場合は、法律により厳しい罰則に科せられます。

家庭ごみは、分別し指定された曜日にステーション、またはリサイクルセンター等へ出してください。

野焼き禁止の例外

農業・林業を営むためやむを得ないものとして行われる稲わらや伐採した枝の焼却
風俗習慣または宗教行事を行うためのごみ焼却
たき火、キャンプファイヤーその他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却
震災、風水害、火災などその他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

野焼き禁止の例外とされている行為でも、周辺の住民生活に支障を与え、苦情などがある場合は指導を行うことがあります

問合せ 環境課 72-3169

初心者・中級者のシナリオ教室

みんなシナリオライターになろう!!



町では、昨年に引き続き「第3回富士山・河口湖映画祭シナリオコンクール」を実施いたします。そこで当コンクール実施に先立ち、たくさんの方から富士山麓を舞台にしたシナリオをご応募いただけるよう、どなたでも参加いただける、初心者からの「シナリオ教室」を実施いたします。このシナリオ教室は、大前玲子先生(シナリオ・センター)を講師にお招きし、シナリオの基本的な書き方やシナリオを書く面白さについて学んでいただきます。また、事務局よりシナリオコンクールの狙いなどについて説明いたします。たくさんのご参加をお待ちしております。

今回は初心者・中級者に分けて講座を開催いたしますので、お気軽にご参加下さい。

たくさんのご参加をお待ちしております!!

- 【日時】平成27年8月8日(土)
初心者講座 午前10時30分～正午
中級者講座 午後1時～午後3時まで
- 【場所】富士河口湖町中央公民館
- 【費用】初心者講座 1人 1000円
中級者講座 1人 1000円
両講座お申込の場合は 1人 1500円
- 【定員】それぞれ先着40人
- 【講師】シナリオ・センター 大前玲子氏
- 【申し込み】参加ご希望の方は、FAX (72-2817)にて、シナリオ教室参加希望・住所・氏名・年齢・電話番号・FAX番号を記入し、富士河口湖町観光課までお申し込みください。
締め切りは7月31日まで。

お問い合わせ
富士山・河口湖映画祭実行委員会事務局(観光課内)
TEL 72-3168 ・ FAX 72-2817

見て知る、遊びながら学ぶ 松山油脂工場見学会

今年も松山油脂富士河口湖工場の見学会を開催します。私たちのことをもっと身近に感じていただけるように、そして、日頃お世話になっている感謝の気持ちを込めて、松山油脂のスタッフも楽しみに皆様をお迎えします。

スキンケア
工場見学ツアー

化粧水やクリームなど、「スキンケア製品」の製造方法をわかりやすくご案内。また化粧石けんを成型する「型打ち」も体験していただきます。

つくってみよう
オリジナルせっけん

石けんの素に色をつけ、好きな形に整えます。ラベンダーのよい香りがする、世界にひとつだけのオリジナル石けんをつくってください。

開催日
8月1日(土)

1部 10:00～11:30
2部 13:00～14:30

※費用は一切かかりません
※各部とも定員50名(抽選)
当日はプレゼントもご用意しています。

場所 松山油脂富士河口湖工場
南都留郡富士河口湖町船津6662-13
応募方法 電話にて氏名・希望時間・希望人数をご連絡ください。後日招待状を郵送いたします。
※定員各部50名 抽選となります
受付期間 平成27年7月6日(月)～10日(金)

応募先 (0555) 72-6887 担当 三枝・渡辺

※お伺いする個人情報は今回の工場見学会についてのご案内にのみ利用します。

～良好なまちづくりのため「景観条例」ができました～

富士河口湖町では「景観計画(良好な景観の形成に関する計画)」の策定に向け、平成16年度から地域住民代表のワークショップや景観計画検討委員会で検討を重ねてきたところであり、平成17年9月25日には景観法に基づく「景観行政団体」となりました。魅力ある景観の形成を推進し、個性豊かで潤いのある町づくりに資することを目的とした「景観条例」が、平成21年8月1日からスタートいたします。

景観計画について

「景観計画」とは、土地利用の規制・誘導や取り組みなど指導を通して、少しずつより良い景観形成に取り組むための計画です。

共通目標

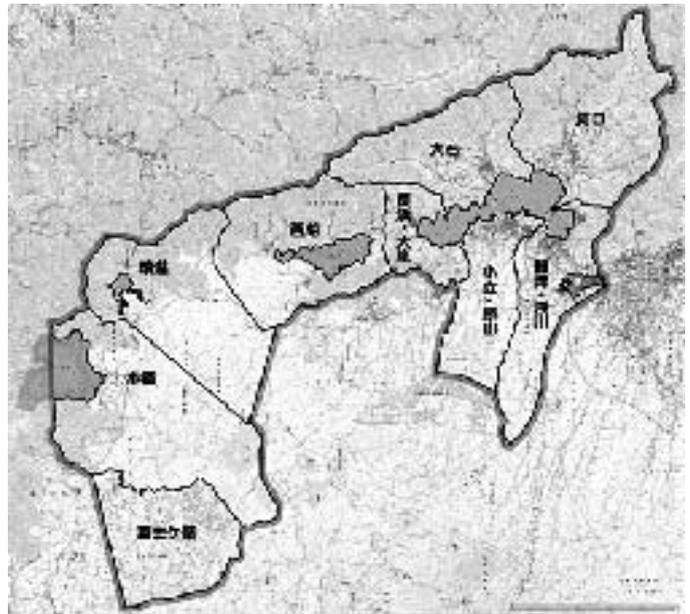
優れた自然風景とあいまった質の高い文化景観の達成による、快適で豊かな生活空間・観光リゾート空間の創出を共通目標とします。

景観計画の方針

- 1 富士山麓の自然環境にふさわしい景観づくり
- 2 将来に価値のある景観づくり
- 3 持続可能な景観づくり
- 4 地域特性を生かした景観づくり

景観計画区域

町内には、富士山や4湖を中心としたすばらしい自然環境にめぐまれた山岳・森林・湖沼景観があります。今後より良好な景観形成を図るため、町内全域を景観計画区域とし、9つの区域に分け区域別に方針を定めていきます。(右図参照)



土地区分ごとの景観形成の方針

景観計画では、その土地の特性及び土地利用を考慮して進めていくことが必要になることから、5つのゾーン(土地区分)を設定しました。

区分の名称	区分の内容
森林・草原ゾーン	豊かな自然環境を有する深い森林や草原ゾーン
田園ゾーン	田畑・林・野原などが豊かな郊外ゾーン
宅地・別荘地ゾーン	宅地や別荘地が立地しつつあるゾーン
市街地・集落ゾーン	人家や商店などが連担しまとまりを有するゾーン
湖岸・湖面・河川ゾーン	水面を中心としたゾーン

8月1日から「景観条例・景観計画」がスタートすることにより、町内における一定規模以上の建築物や工作物の新築、増改築などには届出義務が生じることになります

届出が必要な場合

	行為の種別	対象となる規模等
建築物	新築・増築・改築もしくは移転	敷地面積が1,000㎡を超えるもの 建築面積が300㎡を超えるもの 高さ10mを超えるもの
	上記に該当する建築物の外観の規模替え又は色彩の変更	・行為部分が総外壁面積の50%を超えるもの
工作物	工作物の新築・増築・改築もしくは移転	煙突・鉄筋コンクリート造りの柱、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻碑その他これらに類するもの ・行為後の高さが15mを越えるもの 垣、さく、塀その他これらに類するもの ・行為後の高さが3mを越えるもの 遊園施設、コンクリートプラント、自動車車庫の用に供する立体的施設、石油 飼料等の貯蔵施設その他これらに類するもの ・行為後の高さが15mを越えるもの又は、築造面積 1,000㎡を超えるもの 電線路、空中線系支柱含む）その他これらに類するもの ・行為後の高さが20mを越えるもの
	屋外における土石・廃棄物	・堆積の高さ5mを超えるもの又は面積が1,000㎡を超えるもの

届出対象行為に対する景観形成基準

良好な景観形成に寄与するため、届出対象行為は次表に定める「景観形成基準」に適合したものとなります。

区分	景観形成基準	
共通事項	・土地区分、区域区分ごとの景観形成の方針を遵守する。	
建築物・工作物	位置	・道路境界及び隣地境界からできるだけ後退した位置とする。
	形態意匠	・周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	・けばけばしい色彩とせず、自然素材の色などできるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。 ・使用する色の数をできるだけ少なくなるよう配慮する。
	材料	・周辺の景観との調和に配慮した材料を使用する。 ・地域特有の材料や天然の材料をできるだけ使用する。
	緑化	・敷地内においては緑化に努める。
その他	・優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮する。	

(上記内容は一部抜粋したものですので、詳細な内容については町ホームページにて確認していただくか、お問い合わせください。)

富士河口湖町は、素晴らしい自然環境に恵まれ、貴重な観光や文化資源が数多くありますので、これを50年、100年先に伝えていくことが必要です。現在、町では良好な景観づくりのため、アンケート調査のとりまとめを行っており、条例に基づき景観審議会を設立し、地域ごとの景観計画の策定や運用について詳細を定めていきます。

今後、景観審議会など地域の皆さんに意見を聴きながら、その地域に合った景観とすることで、良好な景観づくりを進めますのでご理解ご協力をお願いいたします。

詳しくは、町役場都市整備課迄お問い合わせください。【電話：72-1976】

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険制度を支える大きな財源です。病気やけがの治療にかかる医療費は、病院の窓口で支払う自己負担分、国・県・町の補助金、そして『国保税』でまかなわれています。

国保税は、世帯ごとにまとめて世帯主が納付することになります。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、国保税納付の義務は世帯主にあり、納税通知書等は世帯主あてに送付されます。

国保税を確実に納めるために、簡単便利な口座振替による納付をおすすめします。口座振替の申し込みは、預貯金口座のある金融機関、郵便局の窓口で、届出印をお持ちのうえ「口座振替依頼書」を提出していただくだけです。



平成21年度国民健康保険税の計算方法(下記の と と の合計額です。)

医療保険分 ...医療保険の費用にあてるためのものです。すべての国保加入世帯の世帯主が負担します。

$$\text{【医療保険分】} = \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{課税標準額} \\ \times 5.0\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{資産割} \\ \text{課税標準額} \\ \times 27.0\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{1人につき} \\ 24,000 \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平等割} \\ \text{1世帯につき} \\ 22,000 \text{円} \end{array}$$

後期高齢者医療支援分 ...長寿(後期高齢者)医療制度を支援するためのものです。すべての国保加入世帯の世帯主が負担します。

$$\text{【後期高齢者医療支援分】} = \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{課税標準額} \\ \times 0.9\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{資産割} \\ \text{課税標準額} \\ \times 8.0\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{1人につき} \\ 5,000 \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平等割} \\ \text{1世帯につき} \\ 6,000 \text{円} \end{array}$$

介護保険分 ...介護保険の費用にあてるためのものです。40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号該当者)が属する世帯の世帯主が と に加え負担します。

$$\text{【介護保険分】} = \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{課税標準額} \\ \times 0.9\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{資産割} \\ \text{課税標準額} \\ \times 5.6\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{1人につき} \\ 8,000 \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平等割} \\ \text{1世帯につき} \\ 5,500 \text{円} \end{array}$$

注 1 「課税標準額」...総所得金額から基礎控除(33万円)を差し引いた金額です。
2 今年度、税率の変更はありません。

遡及賦課について

国保税は資格が発生した月から課税されます。つまり加入の届出が遅れてしまった場合でも、届出をした月から課税されるのではなく、国保の資格が発生した月(他の健康保険の喪失月または転入した月など)まで遡って最大3年間分の国保税が課税されることになります。

減額制度について

所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため「均等割額」と「平等割額」が次のとおり減額されます。(未申告の場合は減額されません。)

総所得金額が、33万円以下の世帯(擬制世帯主を含む)	7割軽減
総所得金額が、33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数)以下の世帯	5割軽減
総所得金額が、33万円 + (35万円 × 世帯主を含む被保険者数)以下の世帯	2割軽減

お支払方法について

普通徴収の場合

国保税は年税額を8回に分けて納入していただきます。ただし、年度途中で納税義務が発生した場合、税額を残りの納期に分けて納入していただきます。平成21年度の納期限は以下のとおりです。《国保税に前納報奨金はありません。》

	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	H21.7.31	H21.8.31	H21.9.30	H21.11.2	H21.11.30	H21.12.25	H22.2.1	H22.3.31

特別徴収の場合

平成20年度から特別徴収によるお支払が開始されています。

特別徴収対象者になる方以外の方は、これまでどおり普通徴収です。

(普通徴収)... 納付書または口座振替によるお支払い

(特別徴収)... 年金からの天引き



支払い月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				●	●	●	●	●	●	●		●
特別徴収	●		●		●		●		●		●	

世帯の中で、年度の途中で7歳になる方がいる場合は、特別徴収の対象になりません。

特別徴収になった方の来年度(平成22年度)の4月、6月、8月の税額は、今年度(平成21年度)の2月の税額と同額を仮徴収します。

年度の途中で税額が変更になった場合、普通徴収に切り替わることがあります。

特別徴収になる方の支払回数は、年6回です。公的年金支給の際にあらかじめ保険税が差し引かれますので、ご自身が別途金融機関で納付する必要はありません。ただし、あらたに特別徴収の対象になる方は、年度途中(4月、6月、8月、10月のいずれか)から特別徴収が開始されるため、特別徴収が開始されるまでの期間は普通徴収です。



国保税の納税通知書は世帯主に送られます。(平成21年7月中旬)

世帯主が他の保険(社会保険、後期高齢者医療保険等)の加入者でも世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、国保税の納税通知書は世帯主あてに送られます。

口座振替をおすすめします。

保険税を確実に納めるために、便利な口座振替による保険税納付をおすすめします。

滞納する前に納付相談を!!

もし、あなたが保険税を滞納しているのなら、すぐに納めましょう。保険税を納めないでいると、国保の財源が不足し、きちんと納めている人の負担が大きくなってしまいます。

納税相談は役場税務課・保険課で常時受け付けています。

お問い合わせ先 保険課 国民健康保険係 電話 72-6026

健康のまちづくり

“健康のまちづくりウォーキング大会”

=「運動だ! 思ったったが始めどき」=

(健康のまちづくりスローガン入選作品)

「健康づくり」は歩くことから始まります。町では、町民の健康増進を目的とした、町民スポーツとしての『ウォーキング』を積極的に勤めています。

今回も、自然に親しみながら参加者同士のふれあいと親睦を深めることを目的に「健康のまちづくりウォーキング大会」を開催します。家族・友達・近所お誘い合わせのうえ、多くの方の参加をお願いします。

日時 平成21年7月26日(日)
 集合場所 八木崎公園広場
 受付 午前8時30分～
 出発式 午前9時(スタートは出発式終了後)
 持ち物 水筒 副食 雨具
 (スタート・ゴールは八木崎公園広場です。)

幼児・小学校低学年の参加は、父兄同伴をお願いします。傷害保険に加入します。



コース
 八木崎公園 湖畔遊歩道(河口湖ミュージアム前) 県道青木ヶ原・河口湖線横断
 小立福祉センター(右折) 県道鳴沢・河口湖線横断(諏訪神社前信号機) 小立西区
 公民館前 国道139号(左折) 東恋路交差点(左折) 県道河口湖・富士線
 河口湖大橋(左折) 湖畔遊歩道 八木崎公園(約7.4km)

健康のまちづくり事業の一環として「健康のまちづくりウォーキング大会」を年間に4回開催いたします。2年間で通算4回参加された方には、記念品を用意いたします。今回から参加される方も対象になりますので、奮ってご参加ください。

問い合わせ先 健康増進課 72-6037

社協だより

社協会費にご協力をお願いいたします



社会福祉協議会(通称:社協)は、社会福祉法に位置付けられ、すべての市区町村、都道府県に組織されている公私機関・団体の参加を得て地域福祉を推進する非営利の民間団体です。

富士河口湖町社協でも、みんなが手を携えて、地域に根ざして助け合い、生活する誰もが安心して充実した日々を送ることができるよう、共に生き、共に支えあう福祉のまちを目指し、ボランティア活動や町民の方々のご協力をいただきながら活動しています。

活動に不可欠となる財源にと、県や町からの補助金や委託金、共同募金配分金等の確保に努めていますが、会費は、社協の運営に、また、地域で暮らす住民の皆様が主体となり、住み慣れたまちで社協会員同士が支え合っていく仕組みづくりなど、独自の事業を進めていくための貴重な財源となります。

どうか趣旨をご理解、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

一般会費:1世帯当り五百円(年額)
 特別(賛助)会費:1口当り千円(年額)

社協会員になるには、自治会を通じてご協力ください。また、自治会未加入の方は、本会事務所へご連絡、ご来所いただきますようお願いいたします。

聴覚障害者のためのパソコン講習会の開催

町社協では、町内の聴覚障害者を対象にしたパソコン講習会を、今年度、新たに開催します。内容は、エクセルとインターネットを学びます。この機会に、パソコン体験をしてみませんか!

実施日:【全8回】(毎週金曜日)
 8月7日(金)～10月16日(金)
 但し、8/14、28、9/25は休み
 実施時間:午後6時30分～9時
 実施場所:富士河口湖町中央公民館
 講師:(株)カルク(手話通訳者あり)
 対象者:町内の障害者手帳保持者で、聴覚障害1～3級の方
 定員:7名(定員になり次第締切り)
 申込み締切日:7月10日(金)
 (FAX 723606)

パソコン操作のできるボランティア募集



聴覚障害者のための講習会時に、パソコン操作や周辺機器の使い方などについてお手伝いして下さるボランティアさんを募集します。障害者支援に熱意がある方、お待ちしています。7月10日(金)までに町社協へお申込み下さい。(電話 721430)

ありがとうございました!

過日実施しました視覚障害者のパソコン講習会に、昨年もお協力いただいた2名のボランティアさんにお手伝いいただきました。紙面をおかりしまして、お礼を申し上げます。

わかる! 知っておきたい税金のはなし

「あなた」と「まち」と「税金」の仕組みがわかる! 7月号

パートに行き始めた私の税金

パート収入と税金の関係～妻の立場～

扶養に入っている私がパートを始めた!

例えば・・・夫(サラリーマン)年収500万円
妻(主婦)パート収入100万円

妻のパート収入に税金がかかるかどうか?

収入や所得に対する税金として所得税と住民税があります。

所得税

パート収入は所得税法では、給与所得とされ、一般のサラリーマンと同じように税金を計算することになりますが、給与収入額から給与所得控除額を差し引いた残額が基礎控除額(38万円)以下の場合、所得税はかかりません。

所得税における給与所得者の「課税最低限」は、次のようになります。

$$(給与所得控除額) + (基礎控除額) = (課税最低限)$$

$$65万円 + 38万円 = 103万円$$

このケースでは、収入金額が103万円以下ですので、所得税はかかりません【所得税0円】

住民税

一方、住民税には、「非課税制度」があり、その限度額は28万円となっています。給与収入額が、給与所得控除額と非課税限度額(28万円)を合計した金額(93万円)以下の場合、住民税は課税されません。

$$(給与所得控除額) + (非課税限度額)$$

$$65万円 + 28万円 = 93万円$$

このケースでは、収入金額が93万円を超えるため、住民税は課税されます

住民税は所得のあった年の翌年に課税されますので、このケースでは翌年の住民税として課税されます。

妻がパートに行き始めたサラリーマンの税金

パート収入と扶養の関係～夫の立場～

扶養に入っている妻がパートを始めた!

例えば・・・夫(サラリーマン)年収485万円
妻(主婦)パート収入115万円

夫の税金計算上、所得から控除される配偶者控除と配偶者特別控除のどちらの適用があるか?

配偶者控除の対象となるのは・・・

給与収入が103万円(給与所得金額で38万円)以下であれば、所得税・住民税ともに夫の所得から控除できる配偶者控除の対象となります。

この場合、妻の収入は115万円(この場合、給与所得控除額65万円があるので所得は50万円)ですから、夫の所得税・住民税の計算上、配偶者控除を受けることができません。(配偶者控除:所得税38万円、住民税33万円)

配偶者特別控除の対象となるのは・・・

パート収入等が103万円を超える配偶者には、配偶者控除の適用がなくなり控除が激変するのを緩和し、また、所得の稼得に対する配偶者の貢献を考慮して、配偶者特別控除が設けられています。

配偶者特別控除は、配偶者の所得の額に応じて控除額が逓減する仕組みとなっています(所得税で最高38万円、住民税で最高33万円)。

このケースでは、配偶者特別控除が適用されることになります【収入141万円未満まで】

なお、この特別控除の適用が受けられるのは、控除を受ける夫の所得が1千万円(給与収入金額で約1,231万円)以下であることが要件とされています。

固定資産税【償却資産】研究 経営者のための 償却資産の申告

町税は、町民の福祉の増進を図ることを基本とする費用をまかなうためのものです。その町税の固定資産税に「土地」「家屋」だけでなく、「償却資産」があります。

固定資産税が課税される償却資産は、事業用の資産に限られています。よって、サラリーマン世帯には関係が希薄ですが、会社経営や個人での工場や商店などを経営、賃貸住宅の貸し付けなどの経営者は、所有している構築物や機械、器具備品などが、償却資産の対象となります。これらは企業会計や税務会計などで一般に有形の減価償却資産と呼ばれているものの範囲とおおむね一致します。ただし、自動車、家屋といった他に地方税が課税されているものを除きます。

固定資産における償却資産の評価は、国税における減価償却精度と比べ、その目的とするところや性質が違ふことから、減価率の違い(※固定資産税の場合は旧定率法のみ)圧縮記帳や租税特別処置法関連の特別償却の適用除外など、国税との取り扱いに違いがあります。

固定資産税の償却資産は、所有者から申告いただくという申告義務制度を採用しています。この申告は、毎年一月一日現在において町内に保有している資産を、名称・数量・取得時期・取得価格・耐用年数等」というように申告書に記入して、町に提出するものです。なお、償却資産の免税点は課税標準額合計150万円です。(8月号に続く)

正しく申告していますか?

個人住民税の公的年金からの特別徴収が始まります

町税の納付は、便利で確実な「口座振替」がオススメ

町の税金についてのお問合せは、富士河口湖町役場 税務課(72-1113)へ

富士河口湖町職員募集案内



町村職員統一試験(平成22年4月採用)

採用職種・人員	事務職 4名程度		
受験資格	事務職	昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、 大学を卒業した者、卒業見込の者及び同程度の学力を有する者	
	事務職	昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者で、 高校を卒業した者、卒業見込の者及び同程度の学力を有する者	
受付	役場総務課での受付	平成22年7月2日(火)から8月11日(火)まで(土・日曜日、祝祭日を 除く)午前8時30分から午後5時30分まで	
	インターネットでの受付	「やまなし申請・予約ポータルサイト」にて受付 平成22年7月2日(火)から8月4日(火)午後5時30分まで (24時間受付) 注:プリンターのない方は不可 町ホームページ http://www.town.fujikawaguchiko.yamanashi.jp の職員採用情報を確認し、申請案内に従って下さい。	
試験日及び場所	第一次試験	実施日	9月20日(日)
		場所	山梨大学(甲府キャンパス)
	第二次試験	実施日	11月上旬予定
		場所	富士河口湖町役場
問合せ	富士河口湖町役場総務課職員係 72-1112		

富士五湖広域行政事務組合消防職員募集!

(平成22年4月採用予定)

採用職種及び予定人員 消防吏員6名
受験資格

大学卒:昭和58年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

高校以上卒:昭和60年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

平成22年3月前記各学校を卒業見込みの者
身体要件

身長 1.6メートル以上

胸囲 身長2分の1以上

体重 52キログラム以上

体質 健全で四肢に支障のない者

(呼吸器・心臓疾患・腹部内臓器に疾病のない者)

視力 弁色力及び聴力が完全である者

言語明瞭で発声充分である者

住所要件

採用時において構成市町村に住所を有し、その後も当該地域に継続して居住するもの。

その他欠格条項あり。詳細は消防本部へ問合せ下さい。

受験手続

山梨県町村職員統一採用試験申込書にて申し込んで下さい。郵送の場合は、封筒の表に「町村職受験」と朱書きし書留郵便にし、「受験票」には宛先を明記し、50円切手を貼って下さい。

受付期間

7月21日(火)～8月11日(火)まで

(土日祝祭日除く午前9時から午後5時)

郵送の場合、8月11日消印あるもの有効

第一次試験 9月20日(日)山梨大学

(二次試験は11月上旬予定)

申込み・問合せ先

富士吉田市下吉田1896番地

富士五湖消防本部管理課 22 4428



平成21年度 自衛官等募集案内

区分	募集種目	資格	受付期間	試験期日	待遇・その他	
部隊の第一線で活躍	2等陸・海・空士	18歳以上 27歳未満の者	8月1日 ～ 9月11日	男子 9月2日 9月29日 3回目以降 別途公示 女子 9月28日	陸上2年、海上、航空3年を1任期として採用されます。 体力と技術を磨きつつ、職域に関連した資格・免許の取得もできます。	
部隊の即戦力	陸・海・空 一般曹候補生			1次試験 9月19日	入隊後、最短2年9ヶ月で3曹へ昇任します。	
パイロットを目指す	海・空 航空学生	高卒(見込み含) 21歳未満の者		1次試験 9月23日	6年間の教育でパイロット・戦術航空士(海)を養成します。	
正看護師を目指す	看護学生 (男・女)	高卒(見込み含) 24歳未満の者	9月7日 ～ 10月2日	1次試験 10月24日	4年間の教育で正看護師を養成します。国家資格取得後、2等陸曹へ昇任します。	
指揮官を目指す	防衛大学校	推薦	高卒(見込み含) 21歳未満の者 高等学校長の推薦等が必要	9月5日 ～ 9月9日	9月26日 ・27日	文部科学省大学設置基準に準拠していますので、卒業時に人文科学・社会科学・理学・工学の学位が授与されます。卒業後は、幹部候補生学校で教育を受け、約1年後に2等陸・海・空尉(パイロット要員含む)に昇任します。
		一般	高卒(見込み含) 21歳未満の者	9月7日 ～ 10月2日	1次試験 11月7日 ・8日	
医師を目指す	防衛医科大学校			1次試験 10月31日 11月1日	医師である幹部自衛官となる者を養成します。国家資格取得後、2等陸・海・空尉に昇任します。	
最年少の国家公務員	高等工科学校 (仮称)	中卒(見込み含) 17歳未満の者	1月上旬 ～ 1月上旬	1次試験 1月中旬	国会の法案通過後に、新制度へ移行の予定です。詳細は決定次第、ご案内いたします。	

URL <http://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/>
 l-mode <http://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/i/index.htm>
 E-mail hq1-yamanashi@pco.mod.go.jp

問合せ先
 自衛隊山梨地方協力本部 大月地域事務所
 住所: 大月市御太刀2-8-10 電話: 0554-22-1298

「山梨県警察官採用のお知らせ」

採用日程等は、次のとおりです。

試験区分		採用予定人員	試験案内配布日	受付期間 【インターネットによる受付締切日】	第1次試験	最終合格発表日	
平成24年4月採用	警察官A	男性	10名程度	7月10日 (金)	7月22日(水) ～ 8月2日(金) 【8月14日】	9月20日 (日)	12月4日 (金)
		男性 武道指導	2名程度				
		女性	2名程度				
	警察官B	男性	30名程度				
		女性	2名程度				

試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認してください。
 試験職種により受験資格が異なりますので、詳細は各試験案内で確認してください。

○山梨県警察本部警務課人事担当

電話 055-235-2121(代)内線2632～2634)
 012-314874(採用専用フリーダイヤル)

○山梨県人事委員会 電話 055-223-1821

○お近くの警察署 (富士吉田警察署; 22-0110) 交番 駐在所

県などからのお知らせ

富士・東部保健福祉事務所から

難病(特定疾患)患者への医療費助成について
 原因が不明で治療方法が確立していない病気を難病といいます。

難病のうち、治療が極めて難しく、症状が長期化し、単に経済的な問題のみならず、介護などに著しく負担がかかり、また、精神的な負担の大きい疾病45疾患を国が特定疾患として指定しています。

特定疾患に認定され、特定疾患医療受給者証の交付が受けられると、治療にかかった費用の一部が助成されます。

医療費の助成は、病気の重症度、所得の状況等により決定されます。初めての方は主治医にご相談のうえ、保健所まで連絡ください。

申請用紙は、保健所で配布しております。また、療養生活に関する相談も行っていますのでお気軽にお尋ねください。

詳しくは、左記にお問い合わせ頂くか、山梨県富士・東部保健福祉事務所のホームページ(難病支援)をご覧ください。

健康支援課 249034

麻疹(はしか)の予防接種について

麻疹(はしか)は、インフルエンザと同じく空気感染や飛沫感染(せき、くしゃみ)、接触感染(ウイルスの付いた物、手洗いの不十分な手指など)によって人から人へうつります。

その感染力は大変強く、麻疹の免疫のない集団に1人の発病者がいた場合12人から14人に感染すると言われております。症状は、ウイルス感染後10日、12日間の潜伏期間のち³⁸以上の発熱、咳などが現れ、発熱は耳後部や頸部から出始めて、発疹が全

身に広がり続けます。数日続く高熱のため体力が消耗し、麻疹の主症状のほか合併症(肺炎、脳炎、中耳炎)や他の感染症にかかりやすく、体力等の回復には暫く時間がかかる重い病気といえます。

麻疹は強い感染力のためマスクでの予防は難しく、予防手段としてはワクチンを接種して免疫を得ることです。

予防接種を推奨する時期は、満1才の誕生日ころ(第一期)、小学校入学前(第二期)です。また、追加接種では中学校1年、高校3年相当(第三期、第四期)があり平成24年度までは公費助成対象です。夏休み等の期間を利用し接種をお勧めします。

地域保健課 249035

県立盲学校から

『サマースクールの開催について』

県立盲学校では、次のとおりサマースクールの開催いたします。県内の見え方に心配のある子どもさんから成人の皆様、保護者の皆様、支援をされている方などを対象にグループ毎に活動を用意しました。同じ悩みを持つ方と話をしたり、情報交換ができるよい機会です。また、視覚障害に関わる便利グッズや視覚補助具(拡大読書器、弱視レンズ等)、パソコンソフトなどの展示もします。関心のある皆様、是非ご来場下さい。

日時 7月19日(日)

午前9時30分～受付

午前10時～12時30分

グループ活動(体験遊び・学習活動 講演会等)

午前10時30分～午後2時30分

機器展示及び盲人口ボットデモンストレーション

場所 県立盲学校 甲府市下飯田2-10-2

申込み方法 グループ活動参加希望者は、前日までに電話で申し込みください。

問合せ先 県立盲学校 視覚障害教育相談支援センター(担当 佐田、清水)

『学校見学及び入学相談』

県立盲学校は、視覚障害のある方の職業自立を目指すための職業学科を高等部に備えています。視力が弱いために車の運転ができずに仕事で悩んでいる方、視力低下に伴い現在の仕事に難しくなっている方、中学・高等学校卒業後、適当な進路が見つからない方やその家族や支援されている皆様に学校見学及び入学相談を行っています。詳細については、お問い合わせください。お気軽にご来校ください。お待ちしております。

学校見学及び入学相談

年間通して電話及びメールによる相談を受け付けています。

毎週月曜日 午前9時～12時30分

毎週木曜日 午後1時30分～3時

授業見学週間

高等部専攻科保健療科および理療科の授業を公開します。

7月13日(月)～17日(金)

入学条件及び取得できる受験資格

高等部本科保健療科

入学条件：中学校卒業生(見込み)又は同等の学力の方

取得できる受験資格：あん摩マッサージ指圧

師国家試験受験資格

高等部専攻科保健療科及び高等部専攻科理療科

入学条件：高等学校卒業生(見込み)又は同等の学力の方

取得できる受験資格：あん摩マッサージ指圧

師、はり師、きゆう師国家試験受験資格

問合せ先 県立盲学校教務課 担当 白倉、保坂
 申込・問合せ先 県立盲学校

0552263361 FAX0552263362
E-mail ysvi@kai.ed.jp
申し込みは事前に電話でお願いします

【森と湖に親しむつどい】開催について

森やダム、川の大切さを知っていただくため、森と湖に親しむつどい」を深城ダムにおいて開催します。

日時 7月26日(日)午前10時～午後3時
場所 深城ダム管理事務所

費用 無料
(大月市七保町瀬戸230811)

内容 ボート乗船：先着100名(小学生対象)
ダム内見学：先着100名
カブトムシ無料配布：先着50名

木工教室(丸太切り体験、キーホルダー教室・ウッドパズル)・ペットボトル水車の工作教室等
葛野川発電所見学と県のクリーンエネルギー展示
特産物販売、その他各種催しを予定

問合せ先 電話 0554247062
<http://www.pref.yamanashi.jp/damu-fk/index.html>

キミもトップアスリートを応援しよう！

2009 HOKURIKU 夏休み陸上教室「短距離

開催日 7月20日(月)「海の日」
午後1時から 雨天中止

場所 富士北麓公園陸上競技場
内容 日本陸上競技短距離強化コーチによる講義及び実技指導
閉講式後、スタンドにて代表選手練習見学、応援

対象 県内在住の小学生(4～6年生)、中学生、保護者、または責任者の同伴が可能な児童、生徒

参加料 無料 定員 先着100人

申込方法

所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、FAX・郵送、または窓口で直接お申し込み下さい。

申込期間 7月12日(日)まで
問合せ先

(財)山梨県体育協会 富士北麓公園管理事務所
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田5000
24-3651 FAX24-3368

はまなし寮からお知らせ

『第14回はまなし寮夏まつり』

はまなし寮の利用者と地域住民の皆様方が、夏の夜を楽しく過ごすお祭りです。

日時 7月25日(土)午後6時～9時

場所 はまなし寮前庭(富士ふれあいの村)

山梨赤十字病院南

内容 小松のぶ子歌謡ショー、模擬店、盆踊り、打上げ花火

問合せ先 身体障害者療護施設はまなし寮
(担当 藤本) 72-5322

夏祭りの協力ボランティアを募集しています。

環境省生物多様性まつり

「夏休みイベント」

今年のテーマは「いきものさまさま！ わたしのくらし」。生きものの恵みが私たちの暮らしを支えていることを観察会や展示、クイズなどを通して紹介します。

日時 8月2日(日)午前9時～午後5時

場所 環境省生物多様性センター

対象 どなたでも 費用 無料

野外観察など一部のプログラムは、事前予約と保険料(50円程度)が必要

問合せ先 生物多様性センター

担当 山田72-6031

URL <http://www.biodic.go.jp/>



マスコットキャラクター
ズックちゃん

山梨県統計グラフコンクール作品募集

県では、県民の皆さんに統計グラフの作成を通して、統計を活用し、親しんでもらうため、統計グラフコンクールを実施します。

11月に、びゅあ総合に優秀作品を展示します。あなたの作品・メッセージをアピールするチャンスです。ふるって応募ください。

応募資格 県内在住の小学生以上で、6つの部門があります。

課題 自由(小学生4年生以下の児童は、自ら観察または調査した結果をグラフにしたもの。)

規格 B2判(72.8cm x 51.5cm) 紙質、色彩は自由、パネル仕上げ、表面のセロハンカバー等の調製はしないでください。

応募方法 県企画部統計調査課へ郵送又は持参

応募期限 9月7日(月)

表彰 部門ごとに、知事賞1点以内、教育長賞2点以内、佳作若干(参加賞有)

その他・優秀な作品は「統計グラフ全国コンクール」に出品します。

問合せ先 統計調査課

05522331342

FAX0552231347

平成21年6月25日(木)～8月31日(月)

シートベルト着用 ステップアップ運動 実施中

本年度もシートベルトの着用の徹底を図るため、着用率調査と広報啓発活動、指導取締りを組み合わせせた「シートベルト着用ステップアップ運動」が実施されます。

運転席・助手席はもちろん後部座席もシートベルトを、小さいお子さんにはチャイルドシート・ジュニアシートを着用させましょう。

後部座席シートベルト 非着用 3つの危険

前席より死亡率や重傷率が高い

衝突時には、天井・前の座席などの車内構造物に激しく叩きつけられてしまいます。(後部座席の死亡者の7～8割がこれらに衝突してしまったものです)

後部座席シートベルトを着用しない時の死亡率は、着用時のおよそ3倍にもなります。

衝撃を支えられるのは、時速7kmまで

成人男性が手足で支えられる荷重は、およそ時速7kmでの衝突程度しかありません。

例えば、時速50kmの衝突での衝撃は、自分の体重の30倍にもなります。

(体重65kgの人の場合、衝撃時にはおよそ2tにもなり、自分で自分の体重を支えることはできません。)

後部座席は、車外に放出されやすい

衝突時にドアが開いたり、ガラスが割れたりした場合に車外に放出されてしまうことがあります。後部座席の車外放出率は、前席の2倍以上となっており、さらに子供は体が小さいために、シートの間をすり抜け車外放出する危険性がかなり高いものとなっています。



管理課 防災係 72-6013

家庭を守る防災対策 Part 29

【急な大雨による被害から身を守る】

ここ最近、日本各地でゲリラ雷雨などと呼ばれる局地的な大雨により、急激に増水した河川等に巻き込まれる事故が発生しています。

気象庁の発表する注意報や警報を通じて、「ところにより雷」「急な強い雨」といった内容で注意を呼びかけています。またテレビやラジオによる気象情報の「急に雨が強まる場合があります」「雨の降り方によっては、河川などが急に増水する恐れがあります」といった内容を注意深く確認しましょう。



また、空が急に暗くなったり、遠くで雷の音が聞こえたりするなど、空の様子にも気をつけ、もし川の側にいた場合、急に濁ってきたり水かさが増えたりしたら急激に増水するかもしれないと判断しすぐに避難するなど、早めに身を守る行動が大切になります。

管理課 防災係 72-6013